

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 244 「セグメント情報の関連情報の開示について」

今回は、既に浸透してきているセグメント情報ですが、関連情報の開示について焦点を当てて解説していきます。

セグメント情報等の開示に関する会計基準（以下、本会計基準という）では、製品及びサービスに関する情報並びに地域に関する情報の開示を、セグメント情報の関連情報として定めています（第 29 項(1)及び(2)参照）。

経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、経営者が企業を事業の構成単位に分別した方法を基礎とするマネジメント・アプローチを採用した場合、類似の製品及びサービス、あるいは地域によって分割されたセグメント情報が開示されない可能性があります。

このため、これらの情報を開示していない場合には、主要な顧客に関する情報も加え、関連情報として一定の情報の開示を求めることとしました（第 29 項(3)参照）。これらの関連情報を開示することにより、マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報の短所とされる比較可能性の問題に対処する補完的な情報を、財務諸表利用者に提供することができると考えられます（第 55 項）。

そのため、企業は、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、次の事項をセグメント情報の関連情報として開示しなければなりません。

また、当該関連情報に開示される金額は、当該企業が財務諸表を作成するために採用した会計処理に基づく数値によるものとされます。

- (1) 製品及びサービスに関する情報
- (2) 地域に関する情報
- (3) 主要な顧客に関する情報

なお、報告すべきセグメントが 1 つしかなく、セグメント情報を開示しない企業であっても、当該関連情報を開示しなければなりません（第 29 項）。

- (1) 製品及びサービスに関する情報

企業は、主要な個々の製品又はサービスあるいはこれらの種類や性質、製造方法、

販売市場等の類似性に基づく同種・同系列のグループごとに、外部顧客への売上高を開示します。

なお、当該事項を開示することが実務上困難な場合には、当該事項の開示に代えて、その旨及びその理由を開示しなければなりません（第 30 項）。

(2) 地域に関する情報

以下の事項を開示することが実務上困難な場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を開示しなければなりません（第 31 項）。

1 国内の外部顧客への売上高に分類した額と海外の外部顧客への売上高に分類した額
海外の外部顧客への売上高に分類した額のうち、主要な国がある場合には、これを区分して開示しなければなりません。また、各区分に売上高を分類した基準をあわせて記載します。

2 国内に所在している有形固定資産の額と海外に所在している有形固定資産の額
海外に所在している有形固定資産の額のうち、主要な国がある場合には、これを区分して開示しなければなりません。また、本項に定める事項に加えて、複数の国を括った地域（例えば、北米、欧州等）に係る額についても開示することができます。

(3) 主要な顧客に関する情報

企業は、主要な顧客がある場合には、その旨、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を開示します（第 32 項）。

以上